

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校における授業料の減免に必要な経費の支弁に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校における授業料の減免に必要な経費の支弁に関する事務において個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和6年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校における授業料の減免に必要な経費の支弁に関する事務
②事務の概要	東京都公立大学法人が実施する授業料減免に必要な経費の交付に関する要綱に基づき、東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校に通う学生で、生計維持者等の所得が一定基準未満である者に対して、その額に応じて授業料減免費用を支弁する。 なお、上記事業について申請者から申請があった場合、東京都総務局総務部企画計理課において、マイナンバーを使用して地方税関係情報等を照会の上、減免対象となるか判定し、その情報をもとに東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校で減免審査・決定を行う。
③システムの名称	東京都立大学等授業料減免費用支弁事務に係る情報連携支援ツール
2. 特定個人情報ファイル名	
東京都立大学等授業料減免費用支弁事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という。)第9条第2項 マイナンバー法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条別表第一
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	マイナンバー法第19条第9号 マイナンバー法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条別表第一
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都総務局総務部企画計理課
②所属長の役職名	大学調整担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都 総務局 総務部 企画計理課 大学調整担当 〒163-0081 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎12階南側 電話:03-5388-2289 ファクシミリ:03-5388-1617
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都 総務局 総務部 企画計理課 大学調整担当 〒163-0081 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎12階南側 電話:03-5388-2289 ファクシミリ:03-5388-1617
9. 規則第9条第2項の適用	<input type="checkbox"/> 適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	マイナンバー取得にあたっては、申請者の同意を得たうえで、申請者からの提供に限定している。マイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報によって照会を行っている。提供されたマイナンバーは複数人でダブルチェックを行い誤りがないか確認している。

